

ID: 81

担当部署: 福祉環境課

処分の概要	受給資格証の交付
例規名 根拠条項	八頭町特別医療費助成条例 第7条第1項
例規番号	平成17年条例第98号
<p>【根拠条文】 (受給資格証の交付等)</p> <p>第7条 町長は、医療費受給者に対し、その者の申請に基づき、特別医療費受給資格証(以下「受給資格証」という。)を交付するものとする。</p> <p>2 前項の申請をしようとする者は、特別医療費受給資格証交付申請書に社会保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者であることを証する書類その他規則で定める書類を添付して、町長に提出しなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文及び第2条の規定による。 (定義)</p> <p>第2条 この条例において「医療費受給者」とは、別表に掲げる者(生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付(以下「支援給付」という。)を受けている者を除く。以下同じ。)であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1) 町内に住所を有する者(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2第1項の規定により、同項に規定する他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とされる者及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第55条第1項の規定により、同項に規定する他の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされる者を除く。)</p> <p>(2) 国民健康保険法第116条の2第1項又は第2項の規定により、町が行う国民健康保険の被保険者とされる者</p> <p>(3) 町に住所を有していたと認められることにより、高齢者の医療の確保に関する法律第55条第1項又は第2項の規定により、同法第48条の規定に基づき設置された鳥取県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされる者</p> <p>2 この条例において「社会保険各法」とは、次の各号に掲げる法律及びこれらに基づく命令をいう。</p> <p>(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)</p> <p>(2) 国民健康保険法</p> <p>(3) 船員保険法(昭和14年法律第73号)</p> <p>(4) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)</p> <p>(5) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)</p> <p>(6) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)</p> <p>(7) 高齢者の医療の確保に関する法律</p> <p>3 この条例において「被保険者等」とは、社会保険各法の被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者(これらの者であった者を含む。以下同じ。)又は社会保険各法以外の法令(介護保険法(平成9年法律第123号)及びこれに基づく命令を除く。)の規定により医療費を負担する患者若しくはその配偶者若しくは民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者を</p>	

いう。

標準処理期間

30日

備考

設定年月日

平成 26 年 7 月 1 日

最終変更年月日

年 月 日